○国家公安委員会規則第四号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の一部を改正する規則

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成二十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「警察庁長官」の下に「（以下「長官」という。）」を加え、「、国家公安委員会の定めるところにより」を削り、「被疑者取調べの監督」を「次の各号に掲げる事項」に改め、同条に次の二号を加える。

一　第四条から第十一条までに規定する事項の実施状況に関すること。

二　被疑者取調べの監督業務に関する教養その他の当該業務の円滑な運営に関すること。

第十二条に次の三項を加える。

2　前項の規定による点検は、関係者からの聴取り、書類の閲覧、実地の視察その他適当な方法により実施するものとする。

3　第一項の規定による点検及び指導（以下「指導等」という。）は、原則として毎年度一回、皇宮警察本部及び全ての都道府県警察に対して実施するものとする。

4　前三項に定めるもののほか、指導等の実施に関し必要な事項の細目は、長官が定める。

第十三条中「警察庁長官」を「長官」に改める。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第五号

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十九条の規定に基づき、留置施設の巡察に関する規則を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

留置施設の巡察に関する規則

（実施項目）

第一条　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第十九条の規定による巡察（以下単に「巡察」という。）は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　留置施設の管理運営に関すること。

二　被留置者の処遇に関すること。

（実施方法）

第二条　巡察は、関係者からの聴取り、書類の閲覧、実地の視察その他適当な方法により実施するものとする。

（実施）

第三条　巡察は、毎年度少なくとも一回、全ての都道府県警察において実施しなければならない。

（留意事項）

第四条　巡察を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一　留置施設の規模、構造その他の状況を考慮すること。

二　資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。

三　必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

（国家公安委員会への報告）

第五条　警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、巡察の実施状況を報告しなければならない。

（巡察の結果に基づく措置）

第六条　長官は、巡察の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（細目）

第七条　この規則に定めるもののほか、巡察の実施に関し必要な事項の細目は、長官が定める。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

告　示

国家公安委員会
総務省
国土交通省告示第一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成十八年総務省国土交通省告示第一号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

国家公安委員会委員長　中野　寛成
総務大臣　片山　善博
国土交通大臣　大畠　章宏

移動等円滑化の促進に関する基本方針

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること（以下「移動等円滑化」という。）の促進に関する基本方針について、国、地方公共団体、高齢者、障害者等、施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくため、以下のとおり定める。

一　移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

1　移動等円滑化の意義

我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。

このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。

なお、法にいう障害者には、身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む全ての障害者で身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれること並びに身体の機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。

また、移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。